

商店や飲食店など個人で事業を行っている方に、事業を行う際に利用する各種の行政サービスに必要な経費を分担していただくとするものです。

1 納める方は

県内に事務所・事業所を設け、下記の表の事業を行う個人です。(事務所・事業所を設けないで事業を行う場合は、個人の住所、またはもっとも関係の深い場所が、事務所・事業所になります。)

2 納める額は

区 分	事業の種類	税率
第1種事業 (37業種)	物品販売業、保険業、金銭貸付業、物品貸付業、不動産貸付業、製造業、電気供給業、土石採取業、電気通信事業、運送業、運送取扱業、船舶定係場業、倉庫業、駐車場業、請負業、印刷業、出版業、写真業、席貸業、旅館業、料理店業、飲食店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、両替業、公衆浴場業(第3種事業以外のもの)、演劇興行業、遊技場業、遊覧所業、商品取引業、不動産売買業、広告業、興信所業、案内業、冠婚葬祭業	5%
第2種事業 (3業種)	畜産業、水産業、薪炭製造業 (主として、自家労力を用いて行うものを除く。)	4%
第3種事業 (30業種)	医業、歯科医業、薬剤師業、獣医業、弁護士業、司法書士業、行政書士業、公証人業、弁理士業、税理士業、公認会計士業、計理士業、社会保険労務士業、コンサルタント業、設計監督者業、不動産鑑定業、デザイン業、諸芸師匠業、理容業、美容業、クリーニング業、公衆浴場業(銭湯)、歯科衛生士業、歯科技工士業、測量士業、土地家屋調査士業、海事代理士業、印刷製版業	5%
	あんま・マッサージ・指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に類する事業、装蹄師業	3%

●税額の計算方法

事業所得及び不動産所得 + 青色申告特別控除額 - 各種控除額 - 事業主控除額 = 課税標準額
課税標準額 × 税率 = 税額

(注) 個人事業税では、「青色申告特別控除」の適用はありませんので、所得金額に加算します。

(注) 雑所得が課税の対象となる場合もあります。

3 申告と納税は

●申 告

個人の事業税の申告は、所得税の確定申告書や住民税の申告書を提出する場合は、必要ありませんが、この場合には、それぞれの申告書の「事業税に関する事項」に記入もれのないようにしてください。

申告期限は3月15日ですが、年の途中で事業をやめた場合や法人に切り替えた場合等には、廃止の日から1か月以内(納税義務者の死亡により事業を廃止したときは4か月以内)に、その年の1月1日から事業廃止の日までの所得について、申告します。

●納 税

第1期は8月に、第2期は11月に納めていただくよう、納税通知書(納付通知書)をお送りします。
ただし、税額が1万円以下の方については、8月の第1期に全額分の納税通知書をお送りします。
なお、これと異なる納期で納税通知書をお送りする場合があります。

●口座振替制度

個人事業税には、「安全・便利・確実」な口座振替制度があります。

口座振替制度をご利用いただく場合は、所定の用紙に必要事項を記入していただき、県税事務所へお出しください。

●事業の所得とは

前年の1月1日から12月31日までの1年間の事業から生じた所得で、事業の総収入金額から必要経費を控除して計算します。

この計算方法は、原則として、所得税(国税)の事業所得、不動産所得と同じです。

●所得の計算上控除されるもの

(1)事業専従者控除

事業を行う方と生計を一にする15歳以上の親族で、もっぱらその事業に従事する方がいる場合は、次の金額が必要経費とされます。

- ・青色申告……青色事業専従者に支払われた適正な給与額
- ・白色申告……事業専従者1人について次のいずれか低い方の金額
 - ①50万円(事業専従者が配偶者の場合には86万円)
 - ②事業専従者控除前の所得金額÷(事業専従者数+1)

(2)各種控除

①損失の繰越控除(青色申告者のみ)

青色申告者で、事業の所得が損失(赤字)となった場合は、その生じた年の翌年から3年間にわたって繰越控除ができます。※

②被災事業用資産の損失の繰越控除

震災、風水害、火災などによって事業用資産が損失を受けた場合は、その生じた年の翌年から3年間にわたって繰越控除ができます。※

③事業用資産の譲渡損失の控除および譲渡損失の繰越控除

事業に使っていた車両、機械、器具などを譲渡したために生じた損失額について、事業による所得の計算上控除することができます。青色申告者については、その生じた年の翌年から3年間にわたって繰越控除ができます。

※特定非常災害の指定を受けた災害により生じた損失の場合は、5年間に延長されます。

(3)事業主控除 年290万円(営業期間が1年未満の場合は月割額)

税負担能力が比較的弱いといわれている個人事業主のために設けられた制度で、事業主の給与相当分を含んだ基礎控除的なものといわれています。

●不動産貸付業・駐車場業は

不動産貸付業・駐車場業としての課税は、下記の認定基準により認定を行い、貸付不動産の規模、賃貸料収入及び管理等の状況などを総合的に勘案して行います。

種類・用途等				貸付件数等
※不動産貸付業	建物	住 宅	一戸建住宅	10棟以上
			上記以外の住宅(アパート・貸間等)	10室以上
		住 宅 以 外	一戸建のもの	5棟以上
			上記以外のもの(貸店舗・貸事務所等)	10室以上
	土地	住宅用土地の貸付け		契約件数 10件以上又は貸付総面積 2,000㎡以上
		住宅用以外の土地の貸付け		契約件数 10件以上
駐車場業	駐車場	建築物・機械式		駐車可能台数を問いません
		青空・ピロティー式		駐車可能台数 10台以上又は駐車面積 300㎡以上

※上記の基準未満であっても、①または②の要件を満たす場合には、不動産貸付業に該当します。

①種類の違う不動産(アパートと一戸建住宅など)を併せて貸付けをし、「室数」「棟数」「土地の契約件数」の合計が 10 以上のもの

②建物の貸付けに係る延べ床面積が 850 ㎡以上であり、かつ、建物の貸付けに係る収入金額が年額 1,000 万円を超えるもの

(注)

- 1 建物は空室も含みます。
- 2 共有物件は、持分にかかわらず共有物件全体の貸付状況(件数、面積および収入)により認定し、税額は申告された個々人の所得により計算します。
- 3 劇場、映画館、ゴルフ練習場等の競技、遊技、娯楽集会等のための基本設備を施した不動産を貸付けている場合は、事業として取り扱われます。
- 4 確定申告書の決算書、収支内訳書には、貸付契約ごとに貸付面積、賃貸料等を記載してください。
- 5 確定申告書の収支内訳書の「貸付不動産の保有状況」欄は必ず記載してください。
- 6 現状が駐車場であっても、土地所有者が駐車場の管理行為を行っていない場合は「土地」の貸付に該当します。

●経費としての扱いは

個人事業税の納税額は所得税法上の必要経費として認められます。